

## 新型コロナウイルス感染症「陽性」と診断された方へ 《保健所からのお願い》

加古川健康福祉事務所（加古川保健所）

新型コロナウイルス感染症陽性と診断されたら、「感染症法」に基づき保健所（健康福祉事務所）へ「発生届」が提出されます。今後、保健所から電話又はショートメッセージサービス（SMS）によりご本人様（又は保護者の方）へ連絡させていただきますので、保健所から連絡があるまでご自宅にて待機していただきますようよろしくお願いいたします。

### ご本人へ

自宅療養中は、以下にご注意いただきますようお願いいたします。

#### 療養期間について

- <症状がある方>
  - ・症状が出た日を0日目とし、7日間かつ症状軽快後24時間経過した場合に、8日目から解除となります。
- <症状がない方>
  - ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目から解除となります。
  - 又は5日目の検査キットによる検査で陰性の場合には、6日目に解除となります。
- <療養期間中の健康観察について>
  - ・体温測定・症状の記録と体調管理をお願いします
  - ・症状が悪化した場合、下記へご連絡ください。

#### 生活

- ★家族との接触がないよう、生活動線は別にし、感染防止対策を行ってください。
- ・自宅内でもマスクを着用
- ・ご自身が使用された場所と手指の消毒
- ・お風呂は最後に入る
- ・使用するタオルは家族別々にする など

#### 災害時の避難について

- ★台風等の災害時の避難については、こちらのQRコードをご確認ください。
- URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kakogawakenko/corona-saigai.html>



- ◆加古川健康福祉事務所（加古川保健所）【平日（9:00～17:30）】  
☎079-422-0002
- ◆兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター【24時間】  
☎078-362-9980



### 同居されているご家族等へ

同居されているご家族は「濃厚接触者」となりますので、以下の点にご注意いただきますよう、お願いします。

#### 生活

- ★陽性者の方とは生活や部屋は別にする
- ★感染対策の徹底
  - 家族（濃厚接触者）同士でも発病のリスクがありますので別々に過ごしてください（マスク着用、アルコール消毒の実施）
  - （感染対策をせずに過ごすと、どなたかが新たな陽性者となった場合に、残りの方の健康観察期間が延びることになります。）

#### 健康観察

- ★陽性者との最終接触日（感染対策をせずに過ごした最終日）の翌日から5日間は健康観察期間となりますので体調管理をお願いします。

#### 行動の自粛について

- ★濃厚接触者の方にも、職場・学校への出勤・登校の自粛をお願いしています。
- ★濃厚接触者自身が感染源になる可能性があることを十分ご理解いただき、行動の自粛をお願いいたします。

#### 検査について

- ★症状が出現した場合にかかりつけ医又は患者様が陽性の診断を受けた医療機関にご相談下さい。
- 上記医療機関で対応いただけない場合は、保健所へご連絡ください。

陽性者との最終接触日 ⇒ 月 日  
健康観察期間終了日 ⇒ 月 日  
（最終接触日を0日として、5日目まで）